

福島県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業補助金交付要綱細則

令和2年8月17日制定

福島県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業補助金の交付に関する基準は、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及び福島県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほかはこの細則の定めるところとする。

1 事業完了の日について

交付要綱第9条に定める「事業完了の日」は、医療機関等が納入業者等に対する支払を全て完了した時点とする。

ただし、交付決定の前に事業完了している場合は、交付決定通知書を受領した日を事業完了の日とする。

附 則

この細則は、令和2年8月17日から施行する。